

生徒心得

(令和3年度生徒手帳 24~29ページより)

この心得は、生徒のみなさんが本校の教育目標にのっとり、快適な充実した学校生活を作りあげるための指針です。

本校生徒としての自覚と誇りをもって、健全な身体と豊かな人間性を育て、相互に人格を尊重し合い、人間としての成長を目指すとともに、よりよい校風をみなさんの手で創造してください。

1. 学習とホームルーム

- ① 学習は生徒の本分であることを自覚し、常に自主的な学習活動を行い、学力の充実につとめ、目標達成に全力をつくす。
- ② 毎日の授業を大切にし、積極的に取り組む。
- ③ 教室内は、常に整頓し、清潔な雰囲気で、気持ちよく授業をうけられるようにする。
- ④ ホームルームの活動は、学校生活の基礎となる。秩序を保ち、活気ある集団活動ができるように各自が明るいホームルームづくりに協力する。

2. 登下校について

- ① 8時30分までに必ず登校、8時40分までに教室の自席につくこと。
- ② 登下校の際は、交通規則をよく守り、事故をおこさないように十分注意する。
- ③ 電車・バス等利用の通学者は、待ち時間や車内でのマナーに留意し、列への割り込みなど他の乗客に迷惑をかけない。
- ④ 自転車通学をする場合は必ず所定の届け出用紙にて届け出て許可を受ける。登録した自転車にはステッカーをつける。校内では各学年ごとに所定の場所に置き、必ず施錠する。
- ⑤ 自動二輪車、原付自転車、四輪車等による登下校はかたく禁止する。また、自動二輪、四輪車等での学校への送迎は保護者を原則とする。
- ⑥ 在校時間帯にあっては、原則として外出は禁止する。やむを得ず外出する場合は、担任及び、関係職員の承諾を得て、かつ外出許可の証明を携帯する。
- ⑦ 下校時刻は次の通りである。必ずきまりを守ること。
一般下校 17:00
特別下校 19:00
- ⑧ 部活動等で休日登校する場合は、事前に関係職員に届け出て許可を受ける。
顧問の指導のもとに活動する。

3. 欠席・遅刻・早退・欠課・授業見学・忌引について

- ① 欠席・遅刻・早退・欠課・授業見学・忌引はあらかじめ保護者より、生徒手帳の諸届欄にて担任に届け出る。やむを得ぬ場合は、電話又は口頭で届け出て、後に諸

届欄に記入し、提出する。

- ② 急な欠席・遅刻の場合は、8時から8時30分の間に、原則として保護者より学校へ電話連絡してもらう。
- ③ 遅刻・早退等の場合は決められた手続きにしたがって届け出る。
- ④ 授業を見学する場合はその理由を諸届欄に記入し、担任及び授業担当の職員の許可を受ける。
- ⑤ 忌引日数は次の通りである。
 - (イ) 父母が死亡したとき 7日
 - (ロ) 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき 3日
 - (ハ) 伯叔父母、その他の親族が死亡したとき 1日

4. 服装、所持品について

- ① 服装や身だしなみについては別に定める服装規定と頭髪などについての規定を守り、本校生徒としての品位を失わないように心がける。
- ② やむを得ない事情で、規定の服装ができないときは、その旨を担任及び関係職員に届け出て異装許可を受ける。
- ③ 所持品には氏名を記入し、全般に華美にならないようにする。
- ④ 必要以上の金銭や、学習に関係のない物品は学校に持参しない。
- ⑤ 貴重品は自己管理とし、身につけておくか、各自のロッカーに施錠して管理する。
- ⑥ 紛失品又は拾得品があったときは、必ず担任又は関係職員に届け出る。

5. 校内生活について

- ① 生徒は礼儀を守り、あいさつの励行を心がける。
- ② 公共物は大切に扱い、校内は清潔に、教室の整理整頓・清掃につとめる。
- ③ 学校の施設又は用具を使用する場合は、必ず関係職員の許可を受ける。使用後は所定の場所に返納し、その報告をする。
- ④ 公共物を破損あるいは亡失したときは、直ちに関係職員に届け出てその指示を受ける。
- ⑤ 校内外を問わず集会の開催、印刷物の配布、その掲示等の場合は、あらかじめ関係職員に届け出て許可を受ける。掲示物には認印をもらう。
- ⑥ 校内での病気その他事故にあったときは、直ちに関係職員に連絡をして指示を受ける。保健室利用については使用規定に従う。
- ⑦ 放課後、最後まで居残った者は室内を整理整頓し、ストーブの消火、電源、戸締まり等に留意して退室する。

6. 校外生活について

- ① いかなる場合も、本校生徒としてまた社会の一員として誇りと自覚をもって責任ある行動をする。
- ② 宿泊を伴う旅行・登山・キャンプ等は、保護者の承諾を得た上、必ず所定の用紙

で届け出て、関係職員の指導を受ける。

- ③ アルバイトを行う場合は、保護者が所定の用紙により学校へ届け出る。
- ④ 校内外を問わず、飲酒・喫煙・薬物等の乱用及び暴力行為等を絶対に禁止する。
また不良行為にかかわらないよう、慎重な配慮と行動をする。
- ⑤ 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設等へ立ち入ることを禁止する。
- ⑥ 夜間の外出は保護者の承諾を必要とし、深夜（23：00～4：00）の外出、友人宅等への外泊は原則として禁止する。
- ⑦ 各種運転免許取得については届出制とする。

届出制の内容

ア. 運転免許取得を希望する場合

- 免許取得を希望する生徒は、家庭で十分話し合う。
 - 取得後は、「運転免許取得等届」を担任に提出する。
- ##### イ. 上記以外に守るべきことがら
- 交通法規を常に正しく守る。
 - 登下校時に使用しない。（部活動・試合等の校外活動・校外の学校行事等を含む）また必ず学校から自宅に帰宅し、私服に着替えてから乗車する（同乗も含む）。
 - 制服着用（学校指定のジャージを含む）で使用しない。（登下校時の使用とみなす）
 - 私服であっても立入禁止区域（学校敷地内、学校正門前道路全面）にバイク、四輪車で立ち入らない（同乗も含む）。
 - 私服であっても、バイク、四輪車で学校に来ない（学校の近くに駐車して徒步で学校に来る等）。同乗も含む。